

会 議 録

会 議 名	令和元年度第2回東浦町子ども・若者会議	
開 催 日 時	令和元年7月23日(火) 午後1時30分から午後3時まで	
開 催 場 所	東浦町勤労福祉会館 会議室1	
出 席 者	委 員	杉浦委員(会長)、石原委員(副会長)、西尾委員、山崎(宏)委員、石川委員、中島委員、山崎(紀)委員、成田委員、近藤委員、吉田委員、久米委員、加藤委員、長坂委員、梶山委員
	事務局	町長、健康福祉部長、教育部長、児童課長、児童課総合子育て支援センター所長、児童課指導保育士、児童課生路保育園長、児童課森岡児童館館長、生涯学習課生涯学習係長、児童課課長補佐兼保育係長、児童課課長補佐兼児童福祉係長、児童課保育係主任、児童課児童福祉係主事
欠席者	岡本(嘉)委員、友永委員、小銭委員、岡本(貴)委員、鈴木委員	
議 題 (公開又は非公開の別)	(1) 子育て支援に関するアンケート調査結果の他市町村との比較について(公開) (2) 子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について(公開)	
傍聴者の数	1名	
報 告 内 容 (概 要)	(1) 子育て支援に関するアンケート調査結果の他市町村との比較について (2) 子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について (3) その他 ※事務局からの報告及び委員からの意見等は別紙のとおり。	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・議題前：①町長あいさつ <li style="padding-left: 2em;">②会長・副会長選出 (会長：杉浦委員、副会長：石原委員に決定) <li style="padding-left: 2em;">③会長あいさつ ・議題後：①事務局より次回会議の開催予定について説明 	

	<p><u>議題1 子育て支援に関するアンケート調査結果の他市町村との比較について</u> 子育て支援に関するアンケート調査結果の他市町村との比較について事務局より説明。</p>
事務局	<p>【資料1 東浦町子育て支援に関するアンケート調査結果 (他市町村比較) について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃、子どもをみてもらえる状況について、他市町と比較して、緊急時に、祖父母等の親族に子どもみてもらえる環境が比較的整っている。 ・東浦町では、幼稚園が少ないことから、3才以上の児童は保護者の就労の有無などに関わらず入園を受け入れおり、他市町に比べて、母親が就労していない世帯が多い傾向である。 ・母親のパート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望について、他市町に比べて、実現できる見込みがある割合が低い。 ・親の未就労者の就労希望について、他市町と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」の割合が比較的高い。 ・子育ての相談相手について、他市町と同様に、気軽に相談できる人や場がある人は9割以上である。相談相手として、他市町と比べ、「友人や知人」「子育て支援施設 (地域子育て支援拠点、児童館等)・NPO」「保健所・保健センター」「保育士」の割合が高い。 ・就学児童の放課後の居場所について、他市町と同様に自宅の割合が高いが、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ」「習い事」が比較的高い。 ・母親の育児休業の取得状況について、他市町と比較すると、「働いていなかった」の割合が高い。取得していない理由のひとつとして、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が他市町と比較して高い。
委員	<p><質疑意見等> このアンケートについて、他の市町との比較で全く同じような質問で集計されているのか、違う条件で集計しているのか確認したい。</p>
事務局	<p>国の基準に基づく標準的な調査票があり、集計方法、その設問の体系も基本的に市町村独自のものではない。集計方法は基本的に同じ条件で行い、その結果で対比している。</p>
委員	<p>放課後の学童保育について、6月20日の中日新聞の県内版で学童保育の基準変更について、今まで2名で指導しているところを1名の基準に変わってくるというような話がある。東浦町については今後、どうされるのか。</p>
事務局	<p>現在、児童クラブを児童館で行っている。各児童館が個別の部屋で区切られており、一人で見るのは困難なため今のところは1人にする事は考えていない。</p>

	<p>議題2 子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について 子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について事務局より説明。</p> <p>【資料2 修正版 子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について】 【資料3 第6次東浦町総合計画施策体系図及び施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、現行計画の基本理念、基本目標、基本方針などの体系の見直しにあたっては、上位計画であり、まちづくりの方向性を示す第6次東浦町総合計画、総合計画に基づき地域福祉の推進することを目的に策定された東浦町地域福祉計画の内容を踏まえるとともに、国や愛知県の動向や方向性、アンケート調査結果等からみられる重点課題等を加味した。ただし、東浦町地域福祉計画については、次期計画が来年度策定となるため、第6次東浦町総合計画を基に策定する。 ・基本理念については、現行計画を継承するものとし、「のびやかに 子どもも親も地域と共に育つまち」とした。 ・基本目標については、現行計画と同様4つの基本目標とした。その中で、「3. 子どもの育ちを支える環境の整備」については、重点課題で「社会全体で子どもの安全を守るという機運づくり」の必要性をあげており、「3. 子どもの育ちを支える安全・安心な環境の整備」と「安全・安心な」を加えた。 ・4つの基本目標にぶらさがる基本施策について、必要な施策、取り組みについて説明。 <p><質疑意見等></p> <p>委員 参考資料1の3ページ目、基本目標3をみると、一番上に児童福祉法の話があり、児童福祉法は18歳まで対象だと分かる。しかし、1章と2章の子どもは11歳まで、3章の子どもは18歳未満と章によって、子どもがどこからどこまでという範囲が違ってくるように見える。それぞれそのような考え方でよいのか。また、対象年齢がそれぞれの章で違うのであれば、どれが何歳までかというものを教えていただきたい。</p> <p>事務局 基本的にこの子どもとは児童福祉法での18歳未満ということで、各章に関係なく計画自体は18歳と考えている。 0～11歳とは、教育、保育の部分、つまり保育園と小学生の年齢に限っている。</p> <p><u>その他</u></p> <p>事務局 <意見等> 現在、地域福祉計画を策定しているなかで、全町民が地域のなかで包括的な支援やサービス等が受けられる地域包括ケア体制の構築をめざしており、18歳未満もこの地域包括ケアの中に含まれる。上位計画として総合計画があり、その下位計画として福祉分野の地域福祉計画、その下に子ども・子育て支援事業計画等の部門計画が位置づけられ、地域福祉計画の章立ての中に子どもの分野を入れていくべきということも考えている。第2期子ども・子育て支援事業計画については大きな変更点がないなかで、総合計画や地域福祉計画の方針等を踏まえ、策定していく。 また、子ども・若者計画では18歳未満だけではなく、35歳くらいまでを包含する</p>
--	--

<p>委員</p>	<p>青少年育成の部分もあり、今後も進めていかなければいけない。</p> <p>東浦町は、児童館が各小学校区に1つ、子育て支援センター等の施設も充実しているが、これらの施設を知らない人も結構いる。主任児童委員として施設を紹介しているが、施設の市民への周知について、もう少し工夫をしてもらいたい。他の市町の人の方が東浦町の子育て支援センターの良さを知っているということもあり、このことをより宣伝していただきたい。</p> <p>また、先ほどの骨子案のところ、「子どもの育ちを支える安全・安心な環境の整備」とあったが、保育士というソフトの面の充実はとても大切だと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>本町では児童館で児童クラブを行っており、人員配置については減らすということはない。子どもを見る目という点では、多角的に見なくてはいけない。子どもを持つ親として、安心して預けられる環境をこれからも続けていく。</p> <p>また、町内の人より町外の人が知っているということは反省すべき点であり、健康福祉部、教育部も含め、啓発の仕方や周知の仕方について喫緊の課題としていく。</p> <p>以上で会議終了</p>